

# 第 8 編 電 氣

第 1 章	一般事項.....	8 - 1 - 1 - 1
第 2 章	共通設備.....	8 - 2 - 1 - 1
第 3 章	電気設備.....	8 - 3 - 1 - 1

## 第1章 一般事項

1 一般事項	8 - 1 - 1 - 1
--------	---------------

## 第2章 共通設備

1 共通設備工	
1-1 配管・配線工	8 - 2 - 1 - 1
1-2 ハンドホール設置工	8 - 2 - 1 - 4
1-3 分電盤設置工	8 - 2 - 1 - 5
1-4 コンクリート柱設置工	8 - 2 - 1 - 6

## 第3章 電気設備

1 道路照明設備工	
1-1 道路照明設備設置工	8 - 3 - 1 - 1
1-2 照明灯基礎設置工	8 - 3 - 1 - 3
1-3 配電盤基礎設置工	8 - 3 - 1 - 3
1-4 電灯設備設置工	8 - 3 - 1 - 4
3 道路付属設備補修工	
3-1 通常補修工	8 - 3 - 3 - 1
3-2 緊急補修工	8 - 3 - 3 - 6
4 公園照明設備工	
4-1 公園照明設備設置工	8 - 3 - 4 - 1
5 公園付属設備補修工	
5-1 通常補修工	8 - 3 - 5 - 1
5-2 緊急補修工	8 - 3 - 5 - 2

## 第1章 一般事項

### 1 一般事項

#### 1-1 一般事項

##### 1 通 則

本歩掛は、共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備の配置に係る共通設備の施工積算に適用する。ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不相当又は困難であると認められる場合を除く。

##### 2 適 用

- (1) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。
- (2) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として標準歩掛の0.5倍とする。ただし、「不使用の場合」は、原則として0.2倍とし、技術者、技術員は電工に置き換えて計上するものとする。また、取替は1.2倍、移設及び既設流用は1.5倍とする。
- (3) 電機通信関係の据付・調整工事で個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の2台目(基目)以降は、1台(基)につき、標準歩掛の0.7倍し補正する。ただし、補正は標準歩掛の小さい方を対象とする。
- (4) 本歩掛以外の作業種別は、別途積み上げ計上するものとする。
- (5) カップリング、ロックナット、プッシング等の電線管付属品及びサドル、クランプ、ビス類の雑材は、電線管材料価格の15%を計上する。
- (6) 波付硬質合成樹脂管としてベルマウス等の雑材は、波付硬質合成樹脂管材料価格の5%を計上する。
- (7) 端末処理材については、8sq以上のケーブルに使用する。
- (8) 共架照明灯の施工について、関西電力およびN T T柱に共架照明する場合は、関西電力(株)に対し特別引込料金を支払うものとする。ただし、関西電力美化柱の最上部に共架照明する場合は、当初から引込について施設されているので、特別引込料金は不要とする。
- (9) N T T柱の小柱に共架照明する場合は、関西電力(株)に対する特別引込料金は不要とする。ただし、引込線引下げ工事費として、配管・配線費用を別途積み上げ計上する。
- (10) 盤及び盤内機器を市販品を用いて積算する場合については、盤内ケーブル・電線・ビス・ボルト・ナット等については、雑材料費率2%とする。また、算出された雑材料費については、全ての諸経費の対象とする。  
雑材料費 = 2% × (材料 + 機器)
- (11) 特に記載がない限り、ポール及び共架アームは鋼構造製作物とする。
- (12) 鋼構造製作物(ポール及び共架アーム)の単価を算出する場合、上位4桁止め(切り上げ)とする。

- (13) 交通誘導警備員の必要日数の算出については、「平成 26 年度国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとするが、施工パッケージ型積算方式に移行されているものについては、「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書」及び「平成 24 年度(4 月版) 国土交通省土木工事標準積算基準書」の日当たり施工量によるものとし、記載のない工種については下記の計算によるものとする。

人力施工の場合は作業員構成を 4 人として計算し、小数点第 4 位を四捨五入し、単位数量当たりの必要日数を算出する。

ただし、職種が複数ある場合は歩掛の大きい方のみを採用する。

(例 1) EM-CE3.5sq-2C(地中管内配線)の場合

歩掛		備考
電工	2.1	100m あたり
普通作業員	2.1	

【計算】 $2.1 \div 100 \div 4 = 0.00525$  0.005 [日/m]

(例 2) DV8sq-2C(架空配線)の場合

歩掛		備考
電工	0.25	1 径間あたり
普通作業員	0.15	

【計算】 $0.25 \div 4 = 0.0625$  0.063 [日/径間]

機械施工の場合は機械運転に必要な日数、時間の合算とし、小数点第 4 位を四捨五入し、単位数量当たりの必要日数を算出する。なお、一日の作業時間は 8 時間として計算するものとする。

(例) 柱上灯建柱の場合(GLH > 6mH、照明器具 1 台)

歩掛		備考
道路照明灯建柱作業 GLH > 6mH 350kg 以下	トラックレーン賃料：1.7 日	10 基あたり
照明器具取付作業 GLH > 6mH(照明器具 1 台)	リフト車運転：9 時間	10 台あたり

【計算】 $9 \div 8 \div 10 + 1.7 \div 10 = 0.2825$  0.283[日/基]

上記 および の方法により単位数量当たりの必要日数を算出したものに施工数量を乗じたものの和を小数点第 1 位で切り上げ整数位止めしたものを交通誘導警備員の必要日数とする。

## 第2章 共通設備

### 1 共通設備工

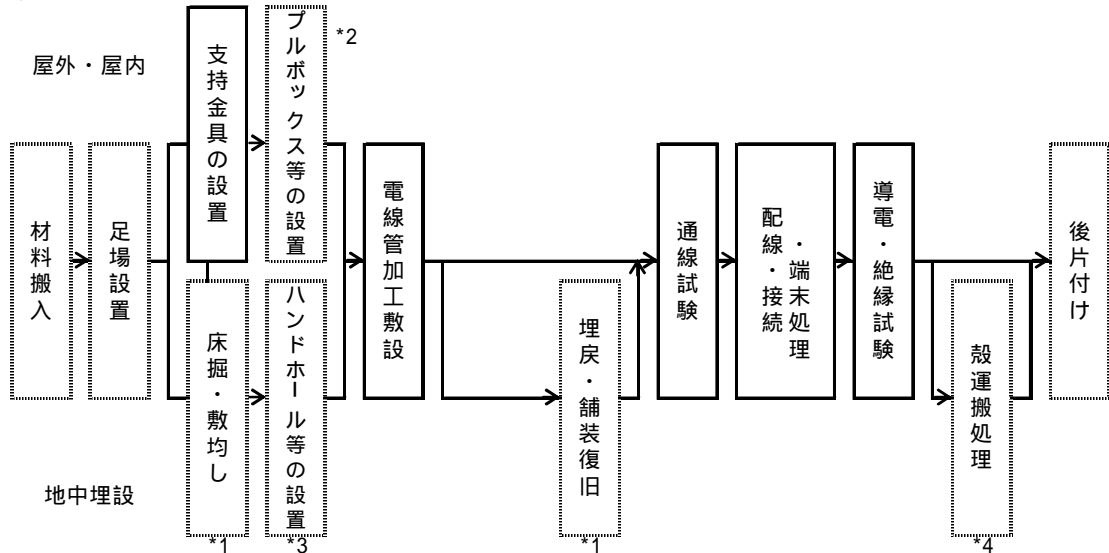
#### 1-1 配管・配線工

##### 1 適用範囲

本資料は、電線又はケーブルを通線するために配管等及び電線又はケーブルの配線、接続、端末処理に適用する。

##### 2 施工概要

###### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

\*1は、「平成25年度(4月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) - 1 - 小規模土工」によるものとする。

なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。

\*2は、「平成26年度 国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編) - 2 - プルボックス設置工」によるものとする。

\*3は、本市基準書「8-2-1-4 ハンドホール設置工」によるものとする。

\*4は、「平成24年度(4月版) 国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) - 1 - 小規模土工」によるものとする。

3 標準歩掛  
3 - 1 地中配管

(1) 硬質ビニル管敷設

表 1 硬質ビニル管(道路沿い)敷設による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
硬質ビニル管 (道路沿い)敷設	16 mm	100m	1.4	
	22 mm	100m	1.6	
	28 mm	100m	2.1	
	36 mm	100m	2.6	
	42 mm	100m	2.8	
	54 mm	100m	3.6	
	70 mm	100m	4.6	
	82 mm	100m	5.4	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。  
2. 舗装切断、取り壊し、復旧、床掘、埋戻し、残土処理は別途積算する。  
3. HIVE管にも適用する。

(2) 鋼管(構内)敷設

表 2 鋼管(構内)敷設による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
鋼 (構内)敷設	20A 以下	100m	7.5	
	25A 以下	100m	9.0	
	32A 以下	100m	11.0	
	40A 以下	100m	13.0	
	50A 以下	100m	15.0	
	65A 以下	100m	17.0	
	80A 以下	100m	20.0	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。  
2. 舗装切断、取り壊し、復旧、床掘、埋戻し、残土処理は別途積算する。  
3. 定尺(4m / 5.5m)を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。  
4. 防食テープ巻きにも適用する。

(3) 波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設

表 3 波付硬質合成樹脂管(FRP)敷設による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設		100m	0.5	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。  
2. 電気及び通信ケーブル用配管敷設に適用する。  
3. 舗装切断、取り壊し、復旧、床掘、埋戻し、残土処理は別途積算する。

3 - 2 可とう管敷設

隠ぺい、コンクリート打込

表 1 隠ぺい、コンクリート打込 合成樹脂製可とう電線管敷設 (PF管、CD管) による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管)敷設	16 mm	100m	3.10	
	22 mm	100m	4.10	
	28 mm	100m	5.20	
	36 mm	100m	6.20	
	42 mm	100m	8.50	
	54 mm	100m	11.50	

屋内外露出

表 2 屋内外露出 合成樹脂製可とう電線管敷設 (PF管、CD管) による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
合成樹脂製可とう電線管 (PF管)敷設	16 mm	100m	3.72	
	22 mm	100m	4.92	
	28 mm	100m	6.24	
	36 mm	100m	7.44	
	42 mm	100m	10.20	
	54 mm	100m	13.80	

屋内露出

表 3 屋内露出 金属製可とう管敷設 (シームレスチューブ) による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
金属製可とう電線管 (シームレスチューブ)敷設	22・24 mm	100m	2.98	
	28・30 mm	100m	3.33	
	36・38 mm	100m	4.20	
	42・50 mm	100m	7.00	
	54・63 mm	100m	8.75	
	70・76 mm	100m	10.50	
	83 mm	100m	10.50	

屋外露出

表 4 屋外露出 金属製可とう管敷設 (シームレスチューブ) による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
金属製可とう電線管 (シームレスチューブ)敷設	22・24 mm	100m	3.50	
	28・30 mm	100m	3.85	
	36・38 mm	100m	5.25	
	42・50 mm	100m	8.05	
	54・63 mm	100m	10.50	
	70・76 mm	100m	12.25	
	83 mm	100m	12.25	

3 - 3 配管付属品取付

表 5 配管付属品取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
露出丸ボックス 取付		個	0.2	
ダクター 取付	30 mm × 40 mm以下	10 個	1.5	
	45 mm × 40 mm以下	10 個	1.6	
	75 mm × 40 mm以下	10 個	1.7	

(注) 1. 100 mm ~ 1000 mmの短尺ダクターに適用する。

2. アンカーボルトの取付も含む。

1 - 2 ハンドホール設置工

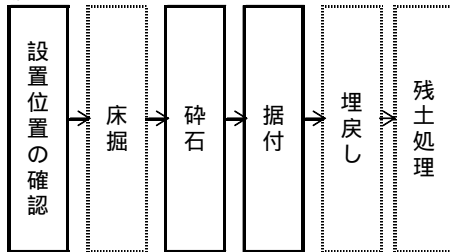
1 適用範囲

本資料は、照明用ハンドホールの設置に適用する。

2 複合内容

基礎砕石工、ハンドホール設置を複合した積算とする。

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

3 標準歩掛

(1) 床掘

「平成 25 年度(4 月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) - 1 - 小規模土工」によるものとする。

(2) 埋戻し

「平成 25 年度(4 月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) - 1 - 小規模土工」によるものとする。

(3) ハンドホール設置

「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) - 2 - 排水構造物工 3-9 マンホール」によるものとする。



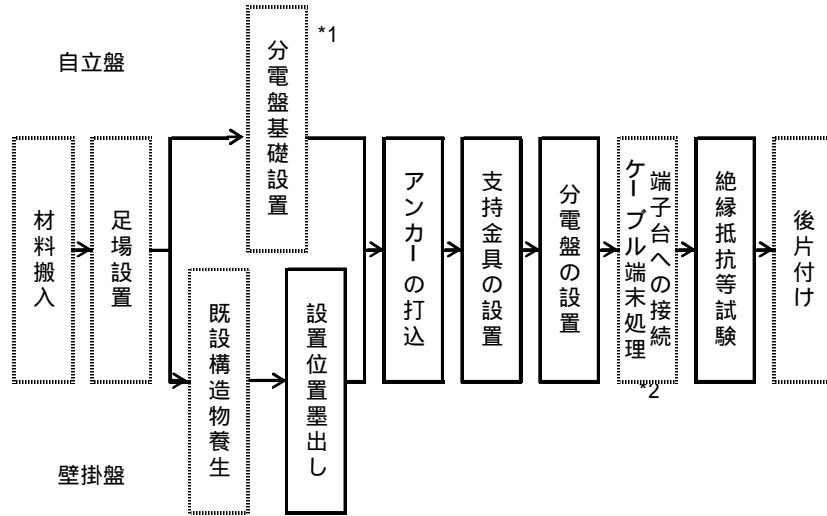
### 1 - 3 分電盤設置工

#### 1 適用範囲

本資料は、電力設備又は通信設備用の分電盤の設置工に適用する。

#### 2 施工概要

##### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

\*1 は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

\*2 は、本市基準書「8-2-1-1 配管・配線工」によるものとする。

#### 3 標準歩掛

##### 3 - 1 分電盤取付

表 1 分電盤取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			埋込	露出	
分電盤取付	前面 0.4 m <sup>2</sup> 以下	面	1.6	1.3	
	前面 0.8 m <sup>2</sup> 以下	面	2.4	1.8	
	前面 1.2 m <sup>2</sup> 以下	面	2.8	2.1	
	前面 1.6 m <sup>2</sup> 以下	面	3.1	2.4	

##### 3 - 2 分電盤基礎工

本施工内容は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

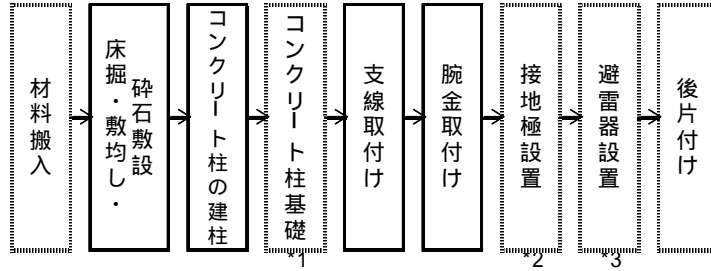
## 1 - 4 コンクリート柱設置工

### 1 適用範囲

本資料は、電源を引き込むための引込柱の設置に適用する。

### 2 施工概要

#### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

\*1は、根入れが満足しないなど補強する場合とする。

\*2は、「平成26年度 国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編) - 2 - 接地設置工」によるものとする。

\*3は、「平成26年度 国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編) - 2 - 避雷設備工」によるものとする。

### 3 標準歩掛

#### 3 - 1 コンクリート柱建柱

表 1 コンクリート柱建柱による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
コンクリート柱建柱	7m以下	本	0.9	1.5	
	8m以下	本	1.2	2.0	
	9m以下	本	1.5	2.5	
	10m以下	本	1.8	3.0	
	12m以下	本	2.4	4.0	
	15m以下	本	3.3	5.5	

(注) がいし、アームタイ、足場ボルト、番号札、腕金、根枷等の取付、床掘、残土処理及びその他これに類する工事は本歩掛に含まれている。ただし、腕金2本以上は別途考慮する。

#### 3 - 2 支線取付

表 2 支線取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
ステーブロック取付	1号 38mm <sup>2</sup> 以下	本	0.50	0.65	
	2号 55mm <sup>2</sup> 以下	本	0.60	0.70	
	3号 100mm <sup>2</sup> 以下	本	1.00	1.30	
打込アンカー取付	7/4 90mm <sup>2</sup> 以下	本	0.25	0.15	
スクリューアンカー取付	7/4 90mm <sup>2</sup> 以下	本	0.30	0.30	

(注) 1. 玉ががいし、支線ガードの取付その他これに類するものは本歩掛に含まれている。

2. 巻付グリップを使用する場合は0.7倍とする。

#### 3 - 3 腕金取付

表 3 腕金取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
腕金取付	900mm以下	本	0.25	0.10	
	1500mm以下	本	0.35	0.10	
	1800mm以下	本	0.50	0.15	
	2700mm以下	本	0.55	0.25	
腕金なし取付	ピン碍子ラック取付	個	0.10	0.05	

(注) 1. 腕金工事に伴う、がいし、アームタイ、ボルトの取付、パインド直し、本線分岐及び引込線の接続替、弛度取り等は本歩掛に含まれている。

2. 腕金なし工事とは、腕金を用いずピンがいし、ラック等を使用する場合をいう。

#### 3 - 4 コンクリート柱基礎工

本作業種別の歩掛は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

### 第3章 電気設備

#### 1 道路照明設備工

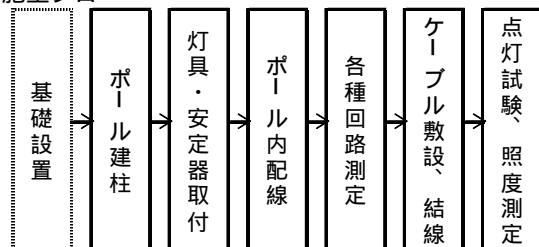
##### 1-1 道路照明設備設置工

###### 1 適用範囲

本資料は、道路照明設備設置工に適用する。

###### 2 施工概要

###### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

###### 3 標準歩掛

##### 3-1 道路照明灯（柱上灯・共架灯）建柱及び取付（GLH > 6mH）

表 1 道路照明灯（柱上灯・共架灯）建柱及び取付（GLH > 6mH）による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	トラッククレーン賃料（日）	摘要
道路照明灯 （柱上灯・共架灯） 建柱及び取付	高さ： GLH > 6mH 重量： 350kg 以下	10基	5.0	4.0	1.7	
	高さ： GLH > 6mH 重量： 350kg超1000kg以下	10基	6.0	4.8	1.9	

- (注) 1. 舗装切断、取り壊しは「平成24年度(4月版)国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編・河川・道路編)」による。  
 2. 床堀、埋戻しは「平成25年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編・河川・道路編)」による。  
 3. 撤去(再使用・不使用)は、本歩掛の0.5倍とする。  
 4. 個別製作照明柱、鋼管引込ポールも本歩掛に準ずる。  
 5. トラッククレーンは、油圧式4.8~4.9t吊りとする。  
 5. 本歩掛は付属品の取付を含む。

##### 3-2 照明器具取付（GLH > 6mH）

表 2 照明器具取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	リフト車運転（時間）	摘要
照明器具取付	高さ： GLH > 6mH	10基	4.1	2.1	9.0	

- (注) 1. 同一柱に2台以上器具を取付ける場合は、本歩掛の台数分とする。  
 2. 本歩掛は、ランプ、安定器・ポール内配線を含む。  
 3. リフト車は、12mとする。  
 4. 光源がLEDの場合にも適用する。また電源装置及びポール内配線を含む。

##### 3-3 配電盤取付

表 3 配電盤取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
配電盤取付		10面	5.2	3.5	

- (注) 盤内ケーブル接続を含む。

3 - 4 道路照明灯設置 (GLH 6mH)

表 4 道路照明灯設置 (GLH 6mH) による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			400W以下	1kW以下	
投光器		基	1.90	2.40	
柱上灯		基	2.90	4.00	
共架灯・桁下灯		基	0.56	0.70	
吊下げ灯		基	1.10	1.40	

- (注) 1. 同一柱の場合は、1基増すごとに0.6人増しとする。  
 2. 本歩掛は、ランプ、安定器・ポール内配線・付属品の取付を含む。  
 3. 投光器は、据付台の取付を含む。  
 4. 柱上灯は、建柱を含む。ただし、基礎は別途計上するものとする。  
 5. 光源がLEDの場合にも適用する。また電源装置及びポール内配線を含む。

3 - 5 自動点滅器取付

表 5 自動点滅器取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
自動点滅器取付	(GLH > 6mH)	10個	1.2	
	(GLH 6mH)	10個	0.24	

- (注) ポール内配線含む。

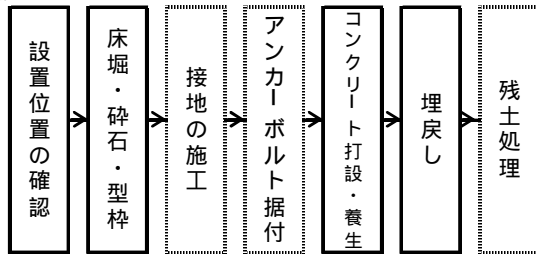
## 1 - 2 照明灯基礎設置工

### 1 適用範囲

本資料は、照明柱等の基礎の設置に適用する。

### 2 施工概要

#### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

#### 3 - 1 床掘

「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (共通編) - 1 - 小規模土工」によるものとする。

#### 3 - 2 基礎碎石工

「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (共通編) - 2 - 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」によるものとする。

#### 3 - 3 型枠工

「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (共通編) - 4 - 型枠工」によるものとする。

#### 3 - 4 コンクリート工

「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (共通編) - 4 - コンクリート工」によるものとする。

#### 3 - 5 埋戻

「平成 25 年度(4 月改正) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (共通編) - 1 - 小規模土工」によるものとする。

#### 3 - 6 接地設置工

「平成 26 年度 国土交通省土木工事標準積算基準書 (電気通信編) - 2 - 接地設置工」によるものとする。

## 1 - 3 配電盤基礎設置工

### 1 適用範囲

本資料は、照明用配電盤の設置に適用する。

本施工内容は、本市基準書「8-3-1-3 照明灯基礎設置工」によるものとする。

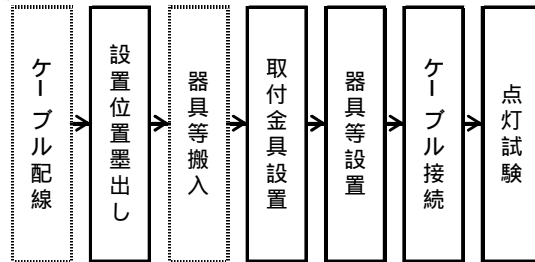
1 - 4 電灯設備設置工

1 適用範囲

本資料は、電灯照明施設の照明器具、配線器具等の設置を行う電灯設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

3 標準歩掛

3 - 1 蛍光灯器具取付

表 - 1 蛍光灯器具取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			露出型	埋込型	
蛍光灯器具取付	1 灯用 10W	台	0.15	0.20	
	1 灯用 20W (16W)	台	0.20	0.25	
	1 灯用 30W	台	0.20	0.25	
	1 灯用 40W (32W)	台	0.30	0.40	
	1 灯用 110W	台	0.50	0.80	
	2 灯用 10W	台	0.20	0.30	
	2 灯用 20W (16W)	台	0.25	0.35	
	2 灯用 30W	台	0.25	0.35	
	2 灯用 40W (32W)	台	0.40	0.50	
	2 灯用 110W	台	0.80	1.00	
	3 灯用 10W	台	0.25	0.35	
	3 灯用 20W (16W)	台	0.30	0.40	
	3 灯用 40W (32W)	台	0.50	0.60	
	3 灯用 110W	台	1.00	1.20	
	4~6 灯用 10W	台	0.30	0.40	
	4~6 灯用 20W (16W)	台	0.40	0.50	
4~6 灯用 40W (32W)	台	0.60	0.80		
4~6 灯用 110W	台	1.20	1.50		

(注) 1. 埋込器具の木枠取付は含まない。ただし吊りボルトの取付を含む。

2. 連結灯、防爆形その他特殊器具には適用しない。

3. 予備白熱灯付は0.05人/灯を加算する。

4. 光源がLEDの場合にも適用する。

### 3 道路附属設備補修工

#### 3 - 1 通常補修工

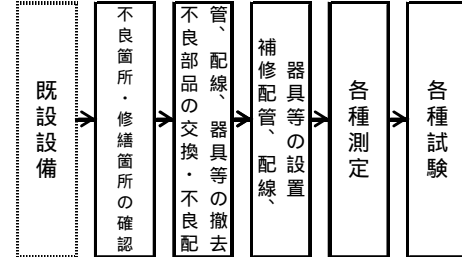
##### 1 適用範囲

本資料は、原則通常時における道路附属設備の維持補修、修繕、改修を行うための道路附属設備補修工に適用する。

また、通常時における橋梁・河川附属設備の維持補修、修繕、改修を行う際にも適用する。

##### 2 施工概要

###### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

##### 3 標準歩掛（通常補修）

複数工種を同時施工する場合のリフト車の積算については、作業種別を比較しリフト車運転費の多い歩掛を適用する。また、道路照明灯等の補修に伴い軽微な点検作業を行う場合は普通作業員へ0.01人を加算する。

#### 3 - 1 管球取替（通常補修）

表 - 1 管球取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハライドランプ 取替	300W以下	個	0.06	0.03	
	700W以下	個	0.08	0.05	
蛍光ランプ 取替	60W以下	個	0.06	0.03	
	110W以下	個	0.09	0.05	
低圧ナトリウムランプ 取替	55W以下	個	0.06	0.03	
	135W以下	個	0.07	0.04	
	180W以下	個	0.08	0.05	
高圧ナトリウムランプ 取替		個	0.06	0.03	
ナトリウム灯ソケット 口金調整		個	-	0.01	結線は含まず
プリンカーライト 取替		個	0.06	0.03	

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 2のとおり計上する。

2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員を計上する。

表 - 2 管球取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
管球取替	10mH未満	h / 個	0.11	9mH級
	12mH以下	h / 個	0.14	13mH級

(注) 1. 高所作業時に適用する。

2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3 - 2 LEDユニット取替（通常補修）

表 - 3 LEDユニット取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
LEDユニット取替		個	0.09	0.13	HIDランプからの取替
			0.09	0.05	LEDランプからの取替

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 4 のとおり計上する。

2. 既設 LED ユニットを再使用する目的で取替する場合についても適用する。

表 - 4 LEDユニット取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
LEDユニット取替	10mH 未満	h / 個	0.18	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.21	13mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

3 - 3 安定器取替（通常補修）

表 - 5 安定器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハライドランプ 安定器取替	300W×1 以下	個	0.16	0.08	
	700W×1 以下	個	0.18	0.09	
	300W×2 以下	個	0.24	0.11	
	700W×2 以下	個	0.25	0.13	
蛍光灯ランプ 安定器取替	40W 以下	個	0.09	0.04	高力率 60W 含
	110W 以下	個	0.11	0.06	
ナトリウムランプ 安定器取替	55W 以下	個	0.09	0.04	
	135W 以下	個	0.10	0.05	
	180W 以下	個	0.11	0.06	
	300W 以下	個	0.16	0.08	
	700W 以下	個	0.18	0.09	

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 6 のとおり計上する。

2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員を計上する。

表 - 6 安定器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
安定器取替	10mH 未満	h / 個	0.18	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.21	13mH 級

(注) 1. 高所作業時に適用する。

2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3 - 4 灯具取替（通常補修）

表 - 7 灯具取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
灯具取替	250W 以下	台	0.14	0.07	
	400W 以下	台	0.16	0.08	
	700W 以下	台	0.18	0.09	
蛍光灯器具取替		台	0.13	0.06	

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 8 のとおり計上する。



表 - 8 灯具取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
灯具取替	10mH 未満	h / 台	0.18	9mH 級
蛍光灯器具取替	12mH 以下	h / 台	0.21	13mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

## 3 - 5 灯具付属品取替 (通常補修)

表 - 9 灯具付属品取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
レンズグローブ取替	6mH 以下	個	0.16	0.08	
	6mH<H 10mH	個	0.18	0.09	
	12mH 以下	個	0.20	0.10	
レンズグローブ枠取替		個	0.18	0.09	
パッキン取替		個	0.09	0.04	
蛍光灯カバー取替		個	0.13	0.06	
蛍光灯ソケット取替		個	0.13	0.06	
蛍光灯灯具部品取替		個	0.13	0.06	
照明灯前面カバー取替		個	0.11	0.06	
照明灯ソケット取替		個	0.11	0.06	
照明灯灯具部品取替		個	0.11	0.06	
カッターバー取替		個	0.13	0.06	

- (注) 1. 灯具取り外しを必要とする工種については本歩掛に含まれている。  
 2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員を計上する。  
 3. リフト車の積算については、表 - 10 のとおり計上する。

表 - 10 灯具付属品取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
レンズグローブ取替	10mH 未満	h / 個	0.18	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.21	13mH 級
レンズグローブ枠取替	10mH 未満	h / 個	0.18	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.21	13mH 級
パッキン取替	10mH 未満	h / 個	0.14	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.18	13mH 級
ソケット取替	10mH 未満	h / 個	0.14	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.18	13mH 級
カッターバー取替	10mH 未満	h / 個	0.11	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.14	13mH 級

- (注) 1. 高所作業時に適用する。  
 2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3 - 6 自動点滅器取替（通常補修）

表 - 1 1 自動点滅器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
バンド・受台共取替		個	0.07	0.04	3m 以上
		個	0.06	0.03	3m 未満
ニップル式・受台共取替		個	0.07	0.04	3m 以上
		個	0.06	0.03	3m 未満
上部のみ取替	受光部	個	0.06	0.03	3m 以上
	受光部	個	0.04	0.02	3m 未満

(注) 1. プラグイン式の本体のみの取替は、本歩掛を適用しない。  
2. リフト車の積算については、表 - 1 2 のとおり計上する。

表 - 1 2 自動点滅器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
バンド・受台共取替		h / 個	0.11	9mH 級
ニップル式・受台共取替		h / 個	0.11	9mH 級
上部のみ取替	受光部	h / 個	0.06	9mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

3 - 7 照明灯等付属品取付（通常補修）

表 - 1 3 照明灯等付属品取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
ポール内端子ボックス取付		個	0.15	-	
カットアウトスイッチ取付		個	0.15	-	
カットアウトスイッチ箱取付		個	0.15	-	
タイムスイッチ取付		個	0.04	-	ソーラータイマ含む
開口部蓋取付		個	-	0.01	
管理銘板取付	柱上灯・共架灯用	組	-	0.01	バンド共
	美化柱用	組	-	0.01	バンド共
	貼付用	枚	-	0.01	
ステンレスバンド取付		本	-	0.01	
自在バンド取付		本	-	0.01	
灯柱銘板取付		枚	-	0.01	

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 1 4 のとおり計上する。  
2. 管理銘板、灯柱銘板、バンドについては、銘板取付及び取替のみに歩掛を計上する。

表 - 1 4 照明灯等付属品取付によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
カットアウトスイッチ取付	10mH 未満	h / 個	0.06	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.10	13mH 級
カットアウトスイッチ箱取付	10mH 未満	h / 個	0.06	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.10	13mH 級
管理銘板取付	貼付用	h / 枚	0.06	9mH 級
灯柱銘板取付		h / 枚	0.06	9mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

3 - 8 開閉器取付（通常補修）

表 - 1 5 開閉器取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
ナイフスイッチ 取付	1P 30A	個	0.184	
	1P 60(50)A	個	0.264	
	2P 30A	個	0.231	
	2P 60(50)A	個	0.333	
	2P 100A	個	0.460	
	2P 200(225)A	個	0.648	
	2P 300(400)A	個	0.784	
	3P 30A	個	0.338	
	3P 60(50)A	個	0.489	
	3P 100A	個	0.620	
	3P 200(225)A	個	0.910	
	3P 300(400)A	個	1.106	
	配線用遮断器 漏電用遮断器 取付	1P 30A	個	0.148
1P 60(50)A		個	0.211	
2P 30A		個	0.185	
2P 60(50)A		個	0.266	
2P 100A		個	0.368	
2P 200(225)A		個	0.519	
2P 300(400)A		個	0.626	
3P 30A		個	0.271	
3P 60(50)A		個	0.391	
3P 100A		個	0.496	
3P 200(225)A		個	0.728	
3P 300(400)A		個	0.882	

- (注) 1. 配分電盤の取付は別途とする。  
 2. ( )内の数値は、遮断器のフレーム容量とする。  
 3. 電磁開閉器は、ナイフスイッチに準ずる。  
 4. 4P開閉器は、3P開閉器歩掛の1.3倍とする。

3 - 9 点検および調査（通常補修）

表 - 1 6 点検・調査による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
点検・調査 (軽微な作業含む)	高所	回	0.07	0.04	5mH以上
	低所	回	0.07	0.04	5mH未満

- (注) 1. 調査のみの場合は歩掛を計上しない。  
 2. リフト車等の積算については、表 - 1 7のとおり計上する。

表 - 1 7 点検・調査による車両運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車 運転費	ライトバン	摘要
点検・調査	高所	h/回	0.35	-	5mH以上
	低所	h/回	-	0.35	5mH未満

- (注) ライトバンは1500ccとする。

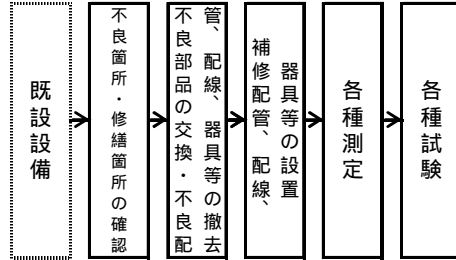
### 3 - 2 緊急補修工

#### 1 適用範囲

本資料は、緊急時における道路付属設備の維持補修、修繕を行うための道路付属設備補修工に適用する。また、緊急時における橋梁・河川付属設備の維持補修、修繕を行う際にも適用する。なお、本歩掛は補修工事のみに適用する。

#### 2 施工概要

##### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

#### 3 標準歩掛（緊急補修）

複数工種を同時施工する場合のリフト車の積算については、作業種別を比較しリフト車運転費の多い歩掛を適用する。また、道路照明灯等の補修に伴い軽微な点検作業を行う場合は普通作業員へ0.02を加算する。

#### 3 - 1 管球取替（緊急補修）

表 - 1 管球取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハライドランプ 取替	300W以下	個	0.09	0.04	
	700W以下	個	0.11	0.06	
蛍光ランプ 取替	60W以下	個	0.09	0.04	
	110W以下	個	0.13	0.06	
低圧ナトリウムランプ 取替	55W以下	個	0.09	0.04	
	135W以下	個	0.10	0.05	
	180W以下	個	0.11	0.06	
高圧ナトリウムランプ 取替		個	0.09	0.04	
ナトリウム灯ソケット 金調整		個	-	0.02	結線は含まず
プリンカーライト 取替		個	0.09	0.04	

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 2のとおり計上する。

2. 取付のみ場合は電工のみを、撤去のみ場合は普通作業員を計上する。

表 - 2 管球取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
管球取替	10mH未満	h/個	0.15	9mH級
	12mH以下	h/個	0.20	13mH級

(注) 1. 高所作業時に適用する。

2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3 - 2 LEDユニット取替（緊急補修）

表 - 3 LEDユニット取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
LEDユニット取替		個	0.13	0.18	HIDランプからの取替
			0.13	0.06	LEDランプからの取替

（注）1. リフト車の積算については、表 - 4 のとおり計上する。

2. 既設 LED ユニットの再使用する目的で取替する場合についても適用する。

表 - 4 LEDユニット取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
LEDユニット取替	10mH 未満	h / 個	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.30	13mH 級

（注）高所作業時に適用する

3 - 3 安定器取替（緊急補修）

表 - 5 安定器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ メタルハイドランプ 安定器取替	300W × 1 以下	個	0.23	0.11	
	700W × 1 以下	個	0.25	0.13	
	300W × 2 以下	個	0.34	0.16	
	700W × 2 以下	個	0.35	0.18	
蛍光灯 安定器取替	40W 以下	個	0.13	0.06	高力率 60W 含
	110W 以下	個	0.15	0.08	
ナトリウムランプ 安定器取替	55W 以下	個	0.13	0.06	
	135W 以下	個	0.14	0.07	
	180W 以下	個	0.15	0.08	
	300W 以下	個	0.23	0.11	
	700W 以下	個	0.25	0.13	

（注）1. リフト車の積算については、表 - 6 のとおり計上する。

2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員を計上する。

表 - 6 安定器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
安定器取替	10mH 未満	h / 個	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.30	13mH 級

（注）1. 高所作業時に適用する。

2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3 - 4 灯具取替（緊急補修）

表 - 7 灯具取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
灯具取替	250W 以下	台	0.20	0.10	
	400W 以下	台	0.23	0.11	
	700W 以下	台	0.25	0.13	
蛍光灯器具取替		台	0.18	0.09	

（注）1. リフト車の積算については、表 - 8 のとおり計上する。

表 - 8 灯具取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
灯具取替 蛍光灯器具取替	10mH 未満	h / 台	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h / 台	0.30	13mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

3 - 5 灯具付属品取替 (緊急補修)

表 - 9 灯具付属品取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
レンズグローブ 取替	6mH 以下	個	0.23	0.11	
	6mH<H 10mH	個	0.25	0.13	
	12mH 以下	個	0.28	0.14	
レンズグローブ 取替		個	0.25	0.13	
パッキン取替		個	0.13	0.06	
蛍光灯カバー取替		個	0.18	0.09	
蛍光灯ソケット取替		個	0.18	0.09	
蛍光灯灯具部品取替		個	0.18	0.09	
照明灯 前面カバー取替		個	0.15	0.08	
照明灯 ソケット取替		個	0.15	0.08	
照明灯 灯具部品取替		個	0.15	0.08	
カッターバー取替		個	0.18	0.09	

(注) 1. 灯具取り外しを必要とする工種については本歩掛に含まれている。  
2. 取付のみの場合は電工のみを、撤去のみの場合は普通作業員を計上する事。  
3. リフト車の積算については、表 - 10 のとおり計上する。

表 - 10 灯具付属品取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
レンズグローブ取替	10mH 未満	h / 個	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.30	13mH 級
レンズグローブ 取替	10mH 未満	h / 個	0.25	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.30	13mH 級
パッキン取替	10mH 未満	h / 個	0.20	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.25	13mH 級
ソケット取替	10mH 未満	h / 個	0.20	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.25	13mH 級
カッターバー取替	10mH 未満	h / 個	0.15	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.20	13mH 級

(注) 1. 高所作業時に適用する。  
2. 取付のみ・撤去のみの場合についても適用する。

3 - 6 自動点滅器取替（緊急補修）

表 - 1 1 自動点滅器取替による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
バンド・受台共取替		個	0.10	0.05	3m 以上
		個	0.08	0.04	3m 未満
ニップル式・受台共取替		個	0.10	0.05	3m 以上
		個	0.08	0.04	3m 未満
上部のみ取替	受光部	個	0.08	0.04	3m 以上
	受光部	個	0.05	0.03	3m 未満

(注) 1. プラグイン式の本体のみの取替は、本歩掛を適用しない。  
2. リフト車の積算については、表 - 1 2 のとおり計上する。

表 - 1 2 自動点滅器取替によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
バンド・受台共取替		h / 個	0.15	9mH 級
ニップル式・受台共取替		h / 個	0.15	9mH 級
上部のみ取替	受光部	h / 個	0.09	9mH 級

(注) 高所作業時に適用する

3 - 7 照明灯等付属品取付（緊急補修）

表 - 1 3 照明灯等付属品取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
ポール内端子ボックス取付		個	0.21	-	
カットアウトスイッチ取付		個	0.21	-	
カットアウトスイッチ箱取付		個	0.21	-	
タイムスイッチ取付		個	0.05	-	ソーラータイ含む
開口部蓋取付		個	-	0.02	
管理銘板取付	柱上灯・共架灯用	組	-	0.02	バンド共
	美化柱用	組	-	0.02	バンド共
	貼付用	枚	-	0.02	
ステンレスバンド取付		本	-	0.02	
自在バンド取付		本	-	0.02	
灯柱銘板取付		枚	-	0.02	

(注) 1. リフト車の積算については、表 - 1 4 のとおり計上する。  
2. 管理銘板、灯柱銘板、バンドについては、銘板取付および取替のみに場合に歩掛を計上する。

表 - 1 4 照明灯等付属品取付によるリフト車運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車運転費	摘要
カットアウトスイッチ取付	10mH 未満	h / 個	0.09	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.14	13mH 級
カットアウトスイッチ箱	10mH 未満	h / 個	0.09	9mH 級
	12mH 以下	h / 個	0.14	13mH 級
管理銘板	貼付用	h / 枚	0.09	9mH 級
灯柱銘板		h / 枚	0.09	9mH 級

(注) 高所作業時に適用する。

3 - 8 開閉器取付（緊急補修）

表 - 1 5 開閉器取付による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
ナイフスイッチ 取付	1P 30A	個	0.263	
	1P 60(50)A	個	0.377	
	2P 30A	個	0.330	
	2P 60(50)A	個	0.475	
	2P 100A	個	0.657	
	2P 200(225)A	個	0.926	
	2P 300(400)A	個	1.120	
	3P 30A	個	0.483	
	3P 60(50)A	個	0.698	
	3P 100A	個	0.885	
	3P 200(225)A	個	1.300	
	3P 300(400)A	個	1.580	
配線用遮断器 漏電用遮断器 取付	1P 30A	個	0.211	
	1P 60(50)A	個	0.302	
	2P 30A	個	0.264	
	2P 60(50)A	個	0.380	
	2P 100A	個	0.526	
	2P 200(225)A	個	0.741	
	2P 300(400)A	個	0.894	
	3P 30A	個	0.387	
	3P 60(50)A	個	0.558	
	3P 100A	個	0.708	
	3P 200(225)A	個	1.040	
	3P 300(400)A	個	1.260	

- (注) 1. 配分電盤の取付は別途とする。  
 2. ( )内の数字は、遮断器のフレーム容量とする。  
 3. 電磁開閉器は、ナイフスイッチに準ずる。  
 4. 4P開閉器は、3P開閉器歩掛の1.3倍とする。

3 - 9 点検および調査（緊急補修）

表 - 1 6 点検・調査による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
点検・調査 (軽微な作業含む)	高所	回	0.10	0.05	5mH以上
	低所	回	0.10	0.05	5mH未満

- (注) 1. 調査のみの場合は歩掛を計上しない。  
 2. リフト車等の積算については、表 - 1 7のとおり計上する。

表 - 1 7 点検・調査による車両運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車 運転費	ライトバン	摘要
点検・調査	高所	h/回	0.50	-	5mH以上
	低所	h/回	-	0.50	5mH未満

- (注) ライトバンは1500ccとする。



## 4 公園照明設備工

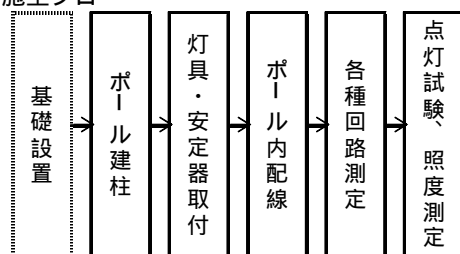
### 4 - 1 公園照明設備設置工

#### 1 適用範囲

本資料は、公園照明設備設置工に適用する。

#### 2 施工概要

##### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

#### 3 標準歩掛

本施工内容は次によるもののほか、本基準書「8-3-1-1 道路照明設備工」によるものとする。

##### 3 - 1 フットライト設置（屋外）

表 1 フットライト設置（屋外）による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
フットライト		基	0.6	

(注) 1. ランプ、安定器取付を含む。

##### 3 - 2 公園灯取付（400W以下）

表 2 公園灯取付（400W以下）による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
公園灯取付		10基	29.0	
公園灯器具取付		10台	3.4	
公園灯用安定器取付		10個	2.6	
公園灯鉄柱その他取付		10本	23.0	

(注) 1. 器具等の取替を一切含まない移設については、「公園灯鉄柱その他取付」の歩掛のみとする。

2. 照明灯基礎、照明灯水切、接地工事及びコンクリート構造物取壊しは、別途計上とする。

## 5 公園付属設備補修工

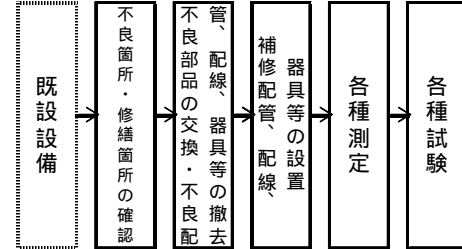
### 5 - 1 通常補修工

#### 1 適用範囲

本資料は、通常時における公園付属設備の維持補修、修繕を行うための公園付属設備補修工に適用する。

#### 2 施工概要

##### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

#### 3 標準歩掛（通常補修）

複数工種を同時施工する場合のリフト車の積算については、作業種別を比較しリフト車運転費の多い歩掛を適用する。

本施工内容は次によるもののほか、本基準書「8-3-3-1 通常補修工」によるものとする。

#### 3 - 1 点検及び調査

表 1 点検・調査による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
公園灯開閉器箱 補修点検・調査	盤内機器（配線用遮断器・タイマ・自動点滅器等）点検・調査	回	0.07	0.04	
公園灯不点 補修点検・調査	ソケット及びカットアウトスイッチ・ケッチルダ点検・調査	回	0.07	0.04	

（注） 1. リフト車等の積算については、表 - 2 のとおり計上する。

表 - 2 点検・調査による車両運転費

作業種別	細別規格	単位	リフト車 運転費	摘要
点検・調査		h / 回	0.5	

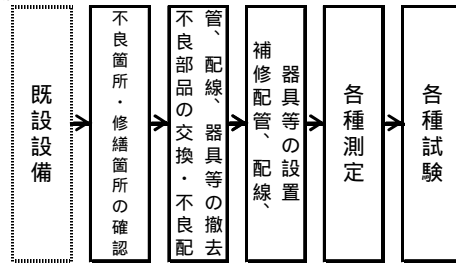
## 5 - 2 緊急補修工

### 1 適用範囲

本資料は、緊急時における公園付属設備の維持補修、修繕を行うための公園付属設備補修工に適用する。

### 2 施工概要

#### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛（緊急補修）

本施工内容は、本基準書「8-3-3-6 緊急補修工」によるものとする。

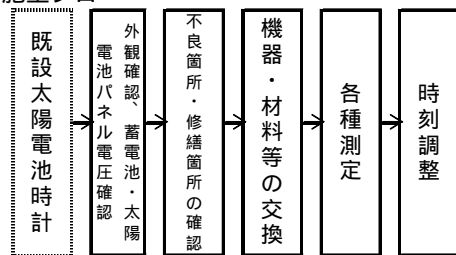
## 5 - 3 時計設備補修工

### 1 適用範囲

本資料は、公園内に設置している太陽電池時計の不良調査・修繕を行うための時計設備補修工に適用する。

### 2 施工概要

#### 施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

### 3 標準歩掛

#### 3 - 1 時計設備補修

表 1 時計設備補修による歩掛

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
時刻調整及び調査	時刻調整、蓄電池・太陽電池 <sup>ハ</sup> の電圧測定、不具合原因調査	基	0.07	0.04	
駆動機取替		個	0.13	-	
蓄電池取替	(太陽電池時計駆動機用)	個	0.13	-	
子時計取替		個	0.19	-	
太陽電池 <sup>ハ</sup> 取替		個	0.19	-	
指針取替	長針・短針共	組	0.19	-	
針調整		面	0.19	-	

(注) 各取替作業には、取替後の時刻調整も含むものとする。